定款変更につき通知公告

当社は、平成二十四年六月二十一日開催予定の定時株主総会の決議を停止条件として、平成二十四年七月一日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

平成二十四年六月十一日

愛媛県今治市旭町五丁目二番地の一

ハリソン東芝ライティング株式会社

代表取締役社長　櫻井　寿春

定款変更につき通知公告

当社は、平成二十四年七月一日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

平成二十四年六月十一日

宮崎県東諸県郡国富町大字塚原五〇〇番地

協同紙工株式会社

代表取締役　黒木　重廣

株式併合につき通知公告

当社は、株式一万五千株を一株に併合することにいたしましたので公告します。

尚、効力発生日は平成二十四年七月一日です。

平成二十四年六月十一日

東京都新宿区歌舞伎町二丁目一六番九号

ネクシオン株式会社

代表取締役　平本　修

株式譲渡制限設定につき株券提出公告

当社は、定款を変更して譲渡による株式の取得につき株主総会の承認を要する旨の定めを設けることにいたしましたので、当社の株券を所有する方は、効力発生日である平成二十四年七月十四日までに当社にご提出下さい。

平成二十四年六月十一日

大阪市生野区生野西三丁目六番一〇号

アサヒサービス株式会社

代表取締役　柿原　政俊

外国会社の全ての日本における代表者の退任公告

当社の全ての日本における代表者である高野瀬朝博が退任することに対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

平成二十四年六月十一日

東京都文京区湯島二丁目一七番一五号

キャリパーライフサイエンス

日本における代表者　高野瀬朝博

限定承認公告

本籍東京都大田区東雪谷二丁目三四三番地、最後の住所千葉県千葉市美浜区高洲三丁目一番一号一〇六　被相続人　亡　三浦　勝則

右被相続人は平成二十四年一月十五日死亡し、その相続人は平成二十四年五月二十四日千葉家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年六月十一日

神奈川県厚木市森の里三丁目八番二号四〇一

相続財産管理人　三浦　篤

限定承認公告

本籍大阪市北区堂島一丁目五番、最後の住所兵庫県宝塚市平井山荘一二番九

被相続人　亡　後谷　侑吾

右被相続人は平成二十四年二月十日死亡し、その相続人は平成二十四年五月三十日神戸家庭裁判所伊丹支部にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年六月十一日

兵庫県宝塚市中山桜台二丁目一番一六―四〇五号　相続財産管理人　後谷　元庸

大阪市北区西天満四丁目三番二五号梅田プラザビル八階　田渕・西野法律事務所

右代理人弁護士　田渕　謙二

任意清算公告

当社は、平成二十四年六月三日をもって解散し、会社法第六六八条第一項の規定に基づき総社員の同意により定めた財産の処分の方法に従い清算をいたしますので、この清算の方法に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

平成二十四年六月十一日

熊本県天草市東浜町二五番二号

合資会社有田商会

代表社員　有田　聖一

優先資本金の額の減少公告

当社は、資産の流動化に関する法律第一〇九条に基づき優先資本金の額を二億円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

取消公告

平成二十四年五月二十九日（号外第一一六号）掲載の株式会社島津インターナショナルに係る第十五期決算公告は取消します。

平成二十四年六月十一日

京都市中京区西ノ京徳大寺町一番地

株式会社島津インターナショナル

代表取締役社長　江守　賢

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

http://www.公告.jp/2070.html

平成二十四年六月十一日

東京都中央区銀座七丁目一三番一〇号

特定目的会社ソフィア

取締役　千賀　貴生

正誤

ページ　段　行　誤　正

平成二十四年三月三十一日（号外特第十号）公布内閣府・復興庁・総務省・法務省・外務省・財務省・文部科学省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省・環境省・防衛省令第一号（東日本大震災復興特別会計事務取扱規則）（原稿誤り）

二七五　下　終りから一五については、翌年度の七月二十日　については、翌年度の七月二十日。

二七六　上　五及び　、

〃　下　終りから八翌月へ越高　翌月へ越高

〃　〃　一六〉　一六〉付するものとする。

二七七　上　〃　付するものとする。

二七七ページ上段別紙第二号書式中

「

科目	支払計画示達額本月までの累計	支出済額						備考
		本月分	本月れい入額	本月科目等更正額	本月分差引計	前月までの差引額	差引額	
何（組織）	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	
何（項）	0	0	0	0	0	0	0	
何（目）	0	0	0	0	0	0	0	
何（目）	0	0	0	0	0	0	0	

」は

「

科目	支払計画示達額本月までの累計	支出済額						備考
		本月分	本月れい入額	本月科目等更正額	本月分差引計	前月までの差引額	差引額	
何（組織）	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	
何（項）	0	0	0	0	0	0	0	
何（目）	0	0	0	0	0	0	0	
何（目）	0	0	0	0	0	0	0	

」の誤り。

二七七ページ下段別紙第四号書式及び別紙第五号書式中

「復興特別会計

円　は　円

日本工業規格A列4とする。」

の誤り。

日本工業規格A列4とする。」

明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

◉号外　六月十一日付第一二六号九月八日付衆会第一八号四〇

六ページ●同日付政府調達第一〇九号八八ページ●五ページ

発行所　〒一〇五―八四四五　東京都港区虎ノ門二丁目二番四号　独立行政法人国立印刷局

電話　03（3587）4294

価格　一ヵ月一、五九六円（本体一、五二〇円）　本号一部　一三六円（本体一三〇円）　（配送料別）